参　考　資　料

（地方税財政常任委員会）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の概要

１　地方税法の一部改正（第１条・第２条）

(1)　地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100 分の 25	１%	５%
平成 26 年４月１日～	63 分の 17	1.7%	８%
平成 27 年 10 月１日～	78 分の 22	2.2%	10%

(2)　引上げ分の地方消費税の使途の明確化

引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第１条第２項に規定する経費 (※) その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

(3)　引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する (※)。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝１：１により按分）は変更しない。

２　地方交付税法の一部改正（第３条～第５条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成 26 年度	22.3%	1.40%
平成 27 年度	20.8%	1.47%
平成 28 年度～	19.5%	1.52%

３　その他

(1)　地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第 19 条）

- 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率で３%程度かつ実質の経済成長率で２%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
- この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第１条及び第２条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前２項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(2)　その他

その他所要の規定の整備等を行う。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」より

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第７条関係）

１　消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ　低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ　低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ　消費税法改正の施行（平成26年4月1日）からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ニ　消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ホ　消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。
（１）消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。
（２）中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。
（３）取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
（４）競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
（５）適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。
（６）消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

ヘ　取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

ト　医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

チ　住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

リ　消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

ヌ　酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。

ル　酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ヲ　森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

ワ　燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを

行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

カ　自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。

ヨ　印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

２　個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ　金融所得課税については、平成26年１月から所得税及び個人住民税をあわせて20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成24年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ　給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ　年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

ニ　個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（（２）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

（１）税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成19年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

（２）諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

（３）個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

３　法人課税については、平成27年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

４　資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ　事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。

ロ　相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

５　地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ　税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

６　番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

７　国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

８　年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

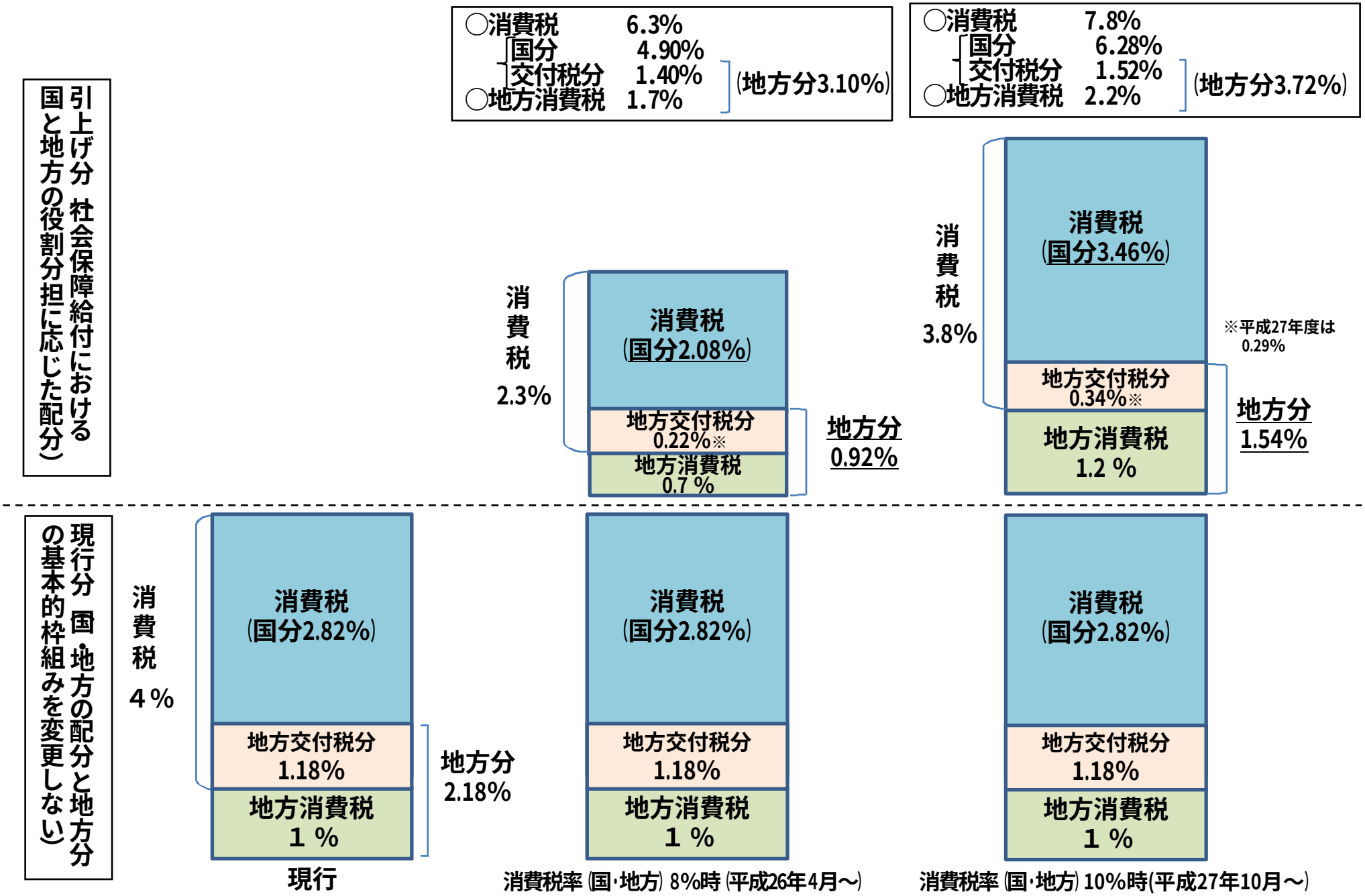

人口一人当たりの税収額の指数（平成22年度決算額）

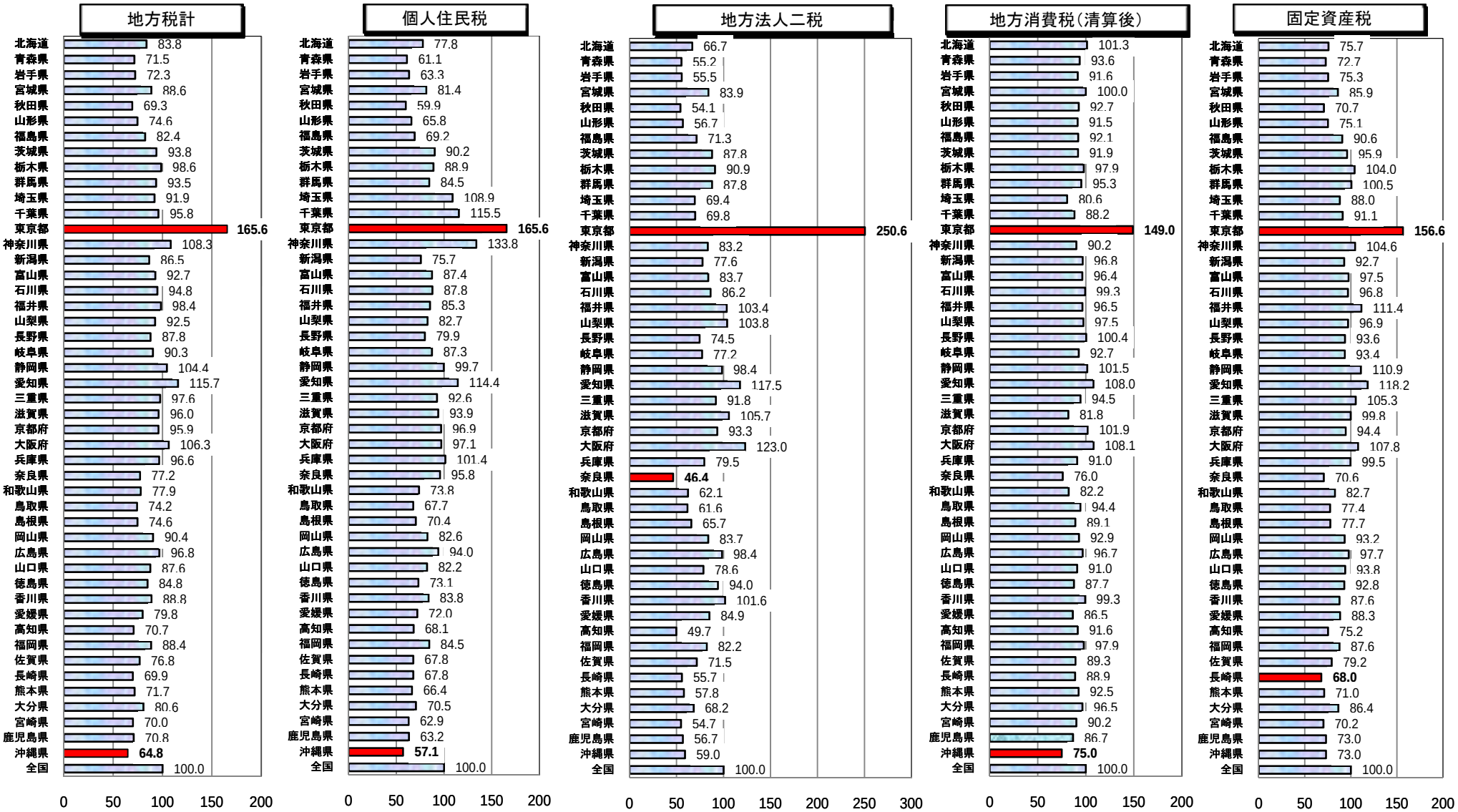

※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

（注1） 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

（注2） 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税(均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。

（注3） 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

（注4） 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

（注5） 人口は、平成23年３月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入･歳出の変動についての試算

富山県資料

社会保障･税一体改革による社会保障関係費の増加が人口比例的に生ずると仮定した場合の試算

＜試算の前提＞

○地方消費税増加額＝地方消費税引上率1.2%×2兆5,300億円（1%相当額）×1/2（都道府県分）＝1兆5,200億円

→ 都道府県毎の5年平均決算シェアにより「不交付団体分」と「交付団体分」を算出

○地方消費税率引上げによる歳出増加額＝2兆5,300億円×0.76%相当（※）×45／100（都道府県分）＝8,700億円

→ H22国調人口により「不交付団体分」と「交付団体分」を算出

（※）0.76%＝引上げ分（国･地方）5%のうち、

①消費税引上げに伴う社会保障支出の増　0.3%相当･･･（「一体改革･広報に関する基本方針」（H24.1.20関係5大臣会合資料）より推計）

②機能強化（制度改革に伴う増）　1.0%相当

③機能強化（高齢化等に伴う増）　1.0%相当

2.3%（上記①～③の計）×1/3（社会保障4経費における地方の負担割合）＝0.76%

不交付団体			交付団体		
歳入（A）	地方消費税増加額（1.2%分）	2,100億円	歳入（A’）	地方消費税増加額（1.2%分）	1兆3,100億円 ①
				臨時財政対策債の減少（※）	△5,300億円 ②
				計	7,800億円
	※地方消費税引上げ時点で臨時財政対策債は発行していない。			※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少	
歳出（B）	社会保障関係費の増加額	900億円	歳出（B’）	社会保障関係費の増加額	7,800億円
（A）－（B）＝1,200億円			（A’）＝（B’）		

地方消費税増加額の基準財政収入額への算入率について

A県	B県
◎従来分 【歳出】2,000億円 【歳入】地方税1,500億円、地方交付税500億円	◎従来分 【歳出】2,000億円 【歳入】地方税1,000億円、地方交付税1,000億円
◎社会保障と税の一体改革 【社会保障歳出】＋100億円 【地方消費税収】＋150億円	◎社会保障と税の一体改革 【社会保障歳出】＋100億円 【地方消費税収】　＋50億円

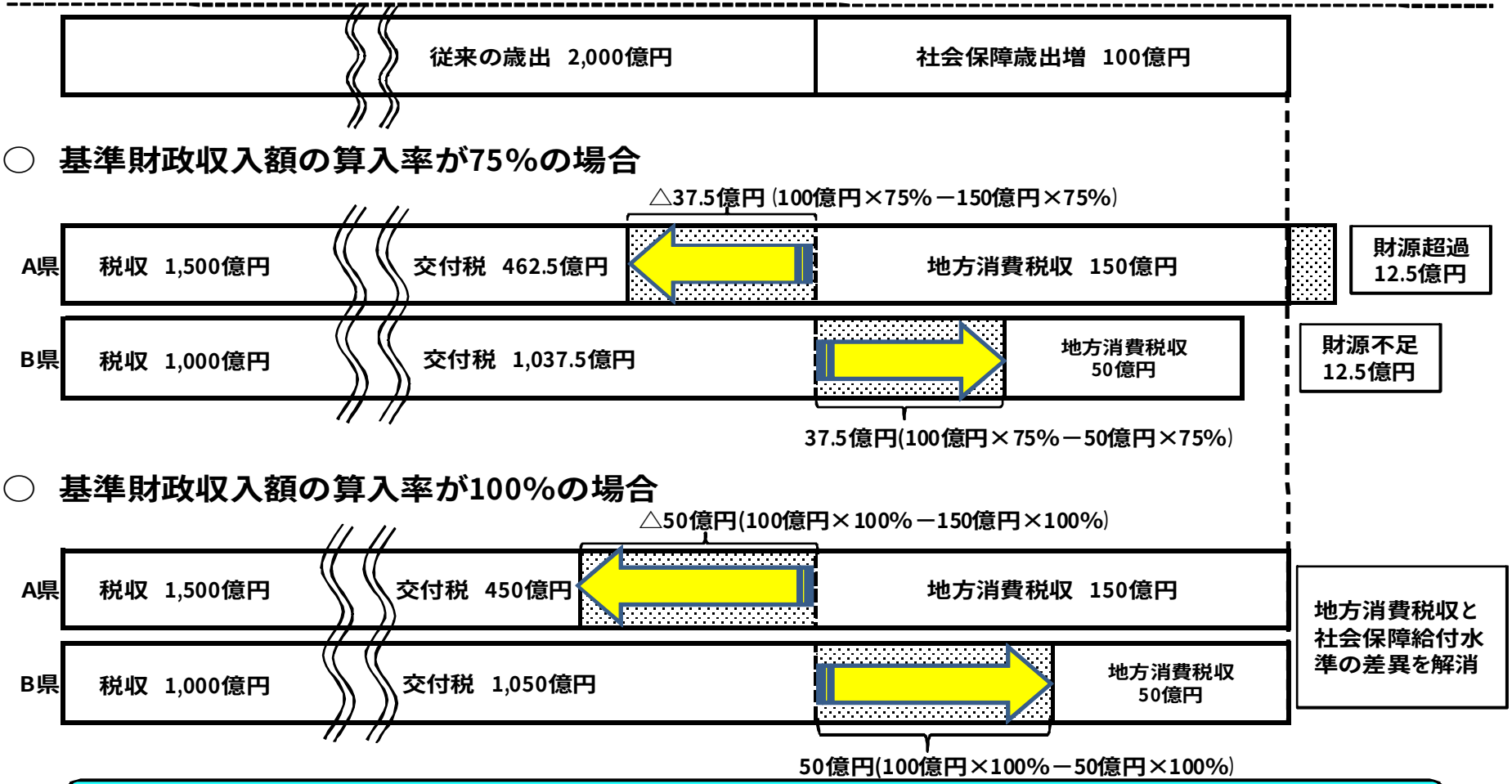

基準財政収入額算入率を１００％（現行：７５％）に引き上げることによって、
全ての地方公共団体の社会保障財源を確保

地方消費税増加額の基準財政収入額への算入率について

富山県資料

○基準財政需要額　＝　基準財政収入額＋　普通交付税　＋　臨時財政対策債

基準財政需要額		
基準財政収入額	普通交付税	臨財債

○試算　「地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算」を前提

・地方消費税増加額（1.2%分）　1兆3,100億円
・臨時財政対策債の減少　▲5,300億円
・社会保障関係費の増加額　7,800億円

社会保障関係費の増加額7,800億円（B）

基準財政収入額への算入率 ７５％

基準財政収入額	普通交付税	臨財債（減少後）	臨財債減少額 ▲5,300億円	基準財政需要額増加額 4,525億円（A）	不足

・　基準財政需要額増加額（A）／歳出増加額（B）　＝　58.0%

基準財政収入額増加額(9,825億円)
＝地方消費税増加額×75%

基準財政収入額への算入率 １００％

基準財政収入額	普通交付税	臨財債（減少後）	臨財債減少額 ▲5,300億円	基準財政需要額増加額 7,800億円（A’）

・　基準財政需要額増加額（A’）／歳出増加額（B）　＝　100.0%

基準財政収入額増加額(1兆3,100億円)
＝地方消費税増加額×100%

○　社会保障制度の安定財源確保のため地方消費税を引き上げるにもかかわらず、引き上げ分の地方消費税の基準財政収入額への算入率が７５％の場合、社会保障財源が確保されない地方団体が生じる。

引上げ後の地方消費税の清算方法について

	区 分	使 途	交付基準又は清算基準	
市町村	地方消費税交付金 都道府県税収（清算後）の1／2を交付	現行分（1%分） 一般財源	人 口	1／2
			従業員数	1／2
		引上げ分（1．2%分） **社会保障財源**	人 口 【社会保障財源化に伴い全額人口で按分】	
都道府県	地方消費税 「消費に相当する額」により都道府県間で清算	現行分（1%分） 一般財源	消費に相当する額 小売年間販売額 サービス業対個人事業収入額	6／8
		引上げ分（1．2%分） **社会保障財源**	人 口	1／8
			従業員数	1／8

社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、「消費に相当する額」の算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべき。

地方消費税の清算について

○地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させる仕組み。

○清算は、財政調整や偏在是正のために行われるものではない。

地方消費税の清算基準に関する研究会報告書（抜粋） H20.4 (財)地方自治情報センター

○ 『最終消費』代替指標としての人口

・ 清算基準の基礎となる『最終消費』の算出に際し、統計で把握できるものは統計を用いることを原則としつつ、正確に都道府県ごとの『最終消費』が把握できないものについては、ドイツで採られているように消費代替指標として『人口』を用いることも理論的には十分合理的な考え方である。

○ 供給サイドの統計の利用

・ 現在の清算基準では統計上の制約から『購入地』における消費の額を把握する供給サイドの統計を用いているが、この統計の数値と『居住地』における消費の額を把握する需要サイドの数値との間にはズレがある。

・ このズレは正確に補正することができないことから、清算基準に反映させるためには…（次の）方向性が考えられる。

○ 正確なズレは統計で把握できないことを踏まえ、『居住地』における消費を代替する指標として人口が考えられることから、統計でカバーする範囲を狭め、人口で清算する範囲を広げることにより対応するという考え方

地方税の偏在是正方策について

◎社会保障・税一体改革大綱（抜粋）　＜平成２４年2月１７日　閣議決定＞

第４章　税制抜本改革における各税目の改正内容等

４．地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

【「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（概要）】（抜粋）

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第７条関係）

５　地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ　税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方共有税構想について

地方分権の推進に関する意見書（抄）（H18.6.7 地方六団体が内閣・国会に提出）

【提言4】

「地方交付税」を「地方共有税」に
～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

1．地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「（仮）地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。

（1） 名称を以下のとおり変更する。
① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」

（2） 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。

（3） 現在の財源不足（H18年度　8.7兆円）を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

（4） 3年から5年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

（5） その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。

（6） 特例加算や特別会計による借入れは行わない。

（7） 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

※各自治体の「地方共有税調整金」の額の調整及び決定について、地方が参画のうえ、責任をもって行える仕組みを検討すべき。

「第二期地方分権改革」への提言（抄）　＜H19.7.13　全国知事会議＞

2　税財政のあり方 ～税源移譲の実現～

（2）　税源移譲にあたっての地域間の調整

（注）三位一体改革の第二期改革において、国と地方の税収比1：1を実現するため、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲に加えて、さらに6兆円の税源移譲を提言していた。

6兆円程度の税源移譲（注）を現実に進めるにあたっては、税の地域間偏在をどのようにして是正するのかが、極めて重要な課題である。

6兆円程度の税源移譲が、地域間格差をより一層拡大させ、かえって地方自治を衰退させる懸念もあることから、税源移譲と税源の偏在調整は不可分のものとして行う必要がある。

ただし、この場合において、税財源の調整が優先され、地方分権の推進が地方間の水平調整に置き換えられることにより、都市圏と地方圏の間の争いに矮小化されないよう強く求めるものである。

こうした観点から、税源移譲にあたっての地域間の調整については、今後、地方分権改革推進委員会の検討状況を踏まえた全国知事会としての国庫補助負担金等や税源移譲の具体的な方策のとりまとめの中で進めることとなるが、その場合においては次の3点を基本とすべきと考える。

① 税源の移譲にあたっては、対象税目を偏在度の少ない税目、具体的には地方消費税、住民税とする。

② 地方税の税目については、可能な限り税源偏在の小さい仕組みとなるよう検討を行うとともに、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目について見直しを行う。

③ 移譲財源の調整の問題については、各自治体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行う。

地方税源の充実強化と税源偏在の是正について～ 緊急提言 ～（抜粋）

（全国知事会地方税制小委員会H19.11.7）

2　法人二税の配分見直し論と格差是正のあり方について（抜粋）

○ 現在、国において、東京をはじめとする大都市圏に集中している法人二税について人口等を基準として再配分することによって、地域間の税源偏在を是正しようとする議論が進められている。

○ しかし、こうした議論は、地方税である法人二税を、当該地域における企業活動の有無やその実態を問わずに配分しようとするもので、応益負担などの地方税の原則に反するものであると言わざるを得ない。

○ 法人二税が地方税である以上、地方団体が提供する行政サービスに対する応益負担や負担分任の原則に沿うものでなければならない。また、法人といえども地域社会の一員であること、都道府県が企業誘致等に努めるのは企業立地に伴う税源の涵養も重要な目的の一つとなっていること等にも十分配慮されるべきである。

○ こうした観点からは、税源偏在の是正を国・地方とも税収中立の下で行う場合、地方交付税原資としての税目の見直しとあわせて行い、偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべきである。

H19.11.29　自由民主党地方税勉強会ヒアリング資料
（全国知事会地方税制小委員会資料に基づき作成）

国税と地方税の税源交換のイメージ

（単位：兆円）

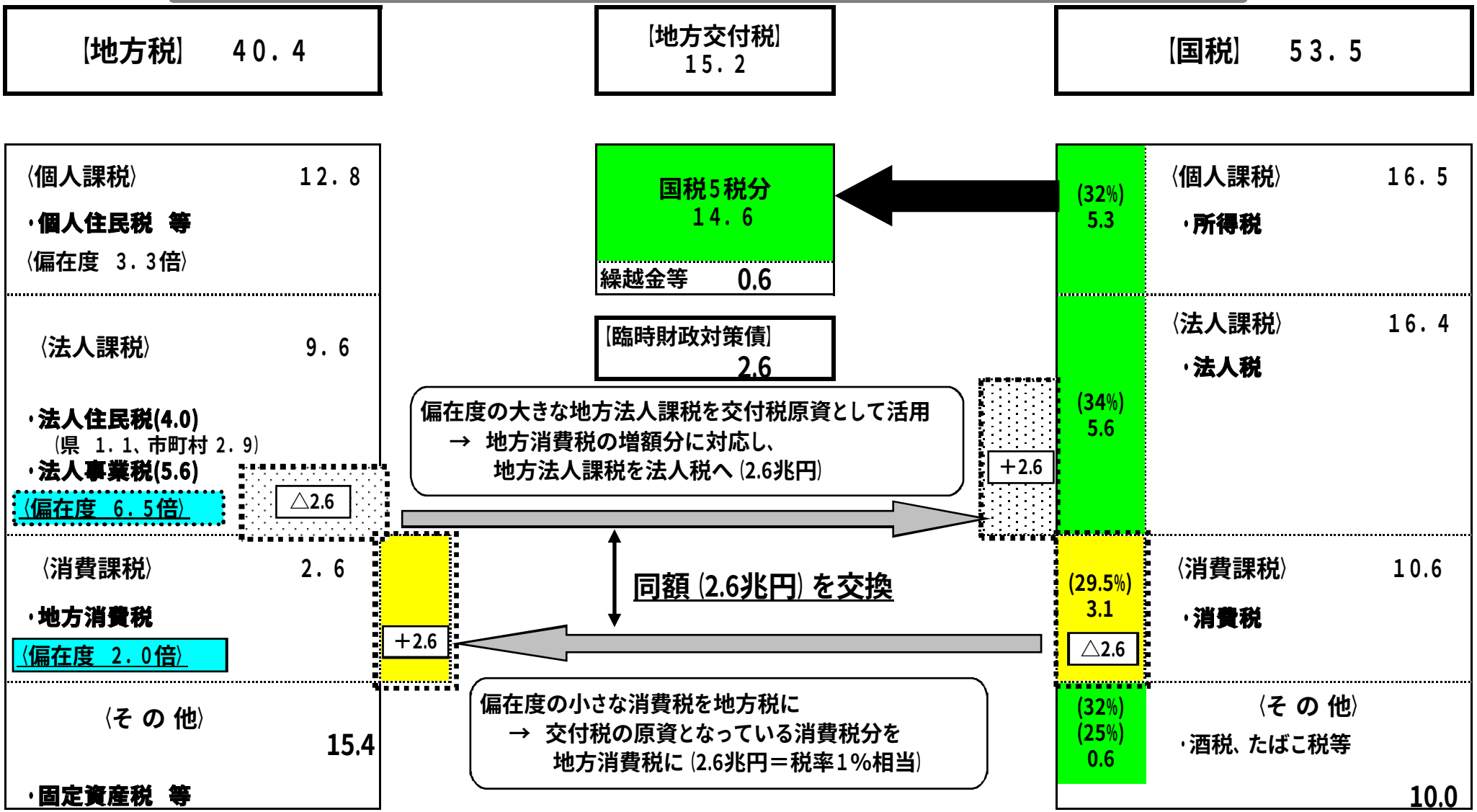

注：国は⑲当初予算、地方は⑲地方財政計画（ただし、地方税の偏在度は⑰決算数値）による。
（地方税の偏在度：各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。）

地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見（抜粋）

（地方財政審議会H19.11.16）

第三　地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策　（抜粋）

○ 地方税収全体が増えない中で、早急な地方税収の偏在是正方策が求められている状況においては、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討するべきである。

○ 税源交換を行った場合、地方法人二税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在度が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する改革となる。

○ なお、地方税収の偏在是正に関し、偏在の原因は地方法人二税にあることから、その税収を地方税のまま、地方公共団体間で人口等の基準で水平的に配分するべき、との主張がある。地方法人二税は地方公共団体内に存する法人に対して、当該団体が提供する行政サービスとの受益関係に着目して課税する地方税である。

○ 地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはないことから、こうした主張は理論上成立し得ない。

○ また、地方税についてこのような配分を行えば、地方税の根本原則である受益と負担の関係を完全に分断するばかりか、企業誘致など税源涵養に努力している地方公共団体が報われず、地域振興へのインセンティブや、納税者による行政監視の機能を損ないかねないことなどにも留意するべきである。

平成20年度予算の編成等に関する建議（抜粋）

（財政制度審議会H19.11.19）

各論　2．地方財政

（2）地域間財政力格差の是正（抜粋）

○ 現在の地方法人二税の在り方を抜本的に見直し、例えば、地方法人二税を地方の共同財源として位置付けた上で全国的に再配分するなど、各地域の経済活動の大きさと税収とができるだけ乖離しないような仕組みとすることが考えられる。

○ このような方法により、地方の共同財源的な形で地方法人二税を水平的に調整することは、「自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う」という地方分権の本来の姿に一歩近づくものであり、分権推進の観点からも真剣に検討されるべきであると考える。

○ 地域間の税収偏在是正のため、偏在度の高い地方法人二税を国税化し、それと同額の国の消費税を地方消費税とすべきとの議論がある。これについては、消費税は、世代間の公平を確保しつつ、今後増大する社会保障給付を安定的に賄う財源として極めて重要な税目であることを踏まえる必要があり、地域間格差是正の観点のみから消費税の在り方を検討するべきではないと考える。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

地方法人特別税・譲与税のイメージ

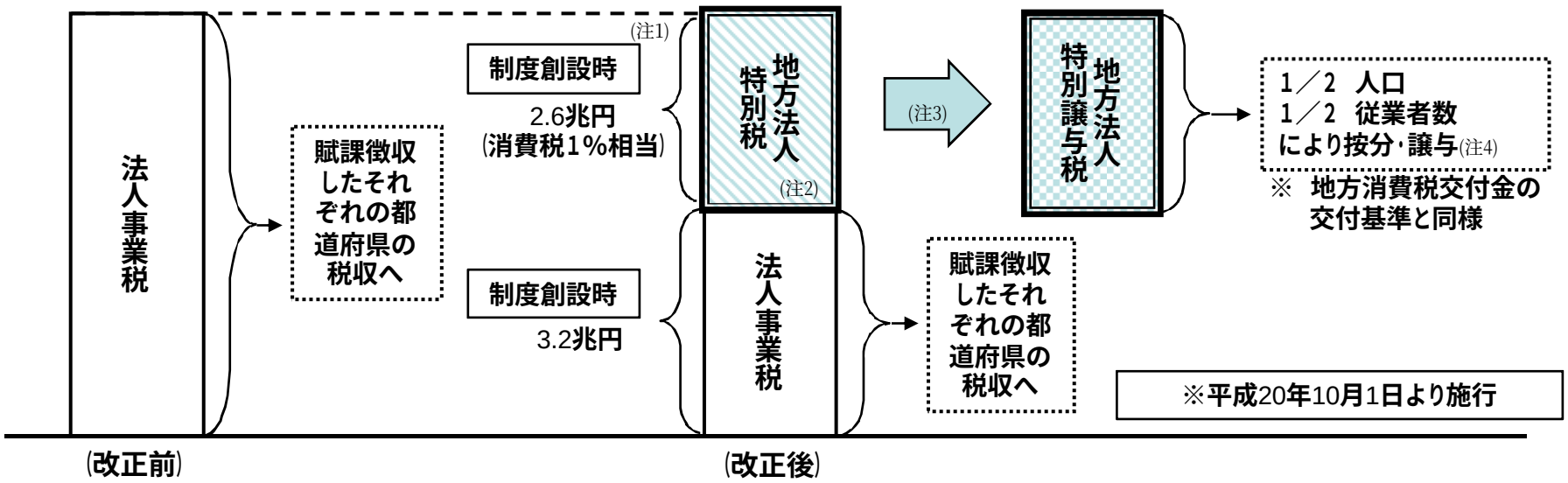

（注）1　制度創設（平成20年度改正）時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模（平年度化後）。なお、平成23年度当初の税収見込をもととした場合は、その規模は1.6兆円（平年度化後）に縮小すると見込まれる。

2　地方法人特別税（国税）は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。

3　地方法人特別税の課税標準は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）。

4　都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

地方税財政制度研究会の設置について

全国知事会　(H24.7.20) 提言 (抜粋)

Ⅱ　税制抜本改革の推進　　1　社会保障と税の一体改革

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、①消費税と地方法人課税の税源交換、②「地方共有税」の創設、③地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

全国知事会に「地方税財政制度研究会」を設置

○ 設置目的

これからの地方税の充実を基本とする地方税財源の拡充を見据えつつ、地方税制における税源偏在の是正方策について幅広く検討する。

○ 検討スケジュール

・平成24年度　法制上の課題を中心に検討 (中間報告)

・平成25年度　報告とりまとめ

○ 研究会構成委員

座長：植田　和弘　(京都大学教授)

井手　英策　(慶応義塾大学准教授)

関口　智　(立教大学准教授)

半谷　俊彦　(和光大学教授)

渕　圭吾　(学習院大学教授)

地球温暖化対策のための税

現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せ

〔石　炭〕税率:670円／t　〔天然ガス、石油ガス等〕税率:780円／t　〔原油及び石油製品〕税率:760円／kℓ

税収:2,623億円（平年度）

税収:5,069億円（地球温暖化対策のための税（初年度）税収391億円を除く）

〔石　炭〕	〔天然ガス、石油ガス等〕	〔原油及び石油製品〕
税率:700円／t	税率:1,080円／t	税率:2,040円／kℓ

石油石炭税（国税）

地球温暖化対策のための税

（H24.10.1施行。税率は段階的に引上げ）

【経過措置】

	石炭	ガス状炭化水素	原油・石油製品
H24.10.1	220円/t	260円/t	250円/kl
H26. 4.1	440円/t	520円/t	500円/kl
H28. 4.1	670円/t	780円/t	760円/kl

平成23年11月9日政府税調提言内容

地球温暖化対策に関する地方の役割等を踏まえて、一定割合を地方税源化すべき

軽油引取税（地方税）	揮発油税（国税）	地方揮発油税（国税）
（現行）軽油引取税【本則税率】 税率:15.0円／ℓ 税収:4,160億円	（現行）揮発油税【本則税率】 税率:24.3円／ℓ 税収:13,055億円	（現行）地方揮発油税【本則税率】 税率:4.4円／ℓ 税収:2,372億円
（現行）軽油引取税【当分の間税率】 税率:17.1円／ℓ 税収:4,742億円	（現行）揮発油税【当分の間税率】 税率:24.3円／ℓ 税収:13,055億円	（現行）地方揮発油税【当分の間税率】 税率:0.8円／ℓ 税収:431億円

※税収は、地球温暖化対策のための税を除き、平成24年度予算・地方財政計画ベース

平成24年度税制改正大綱（抜粋）

第2章　5．環境関連税制　（2）エネルギー課税

④地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO2 排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章　7．検討事項　（国税・地方税共通）

（5）地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

消費税法改正法（概要）（抜粋）

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

1　消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

ヲ　森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

平成22年10月28日政府税調提出資料

地球温暖化対策について

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

（都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円）

CO2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

※ 総務省が予算額を調査し作成したもの。

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆1,284億円**

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

※環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

環境自動車税（仮称）の創設

【これまでの経緯】
H21年11月 原口総務大臣（当時）が環境自動車税の創設を提唱
H22年　3月 総務省に「自動車関係税制に関する研究会」（座長：神野直彦　東京大学名誉教授）を設置
H22年　9月「自動車関係税制に関する研究会報告書」公表
H22年11月 片山総務大臣（当時）が「環境自動車税（仮称）に係る基本的な考え方」を税制調査会に提案

自動車税（地方税）

○排気量等に応じた課税
○毎年度徴収
※平成24年度税収
地方　1．6兆円

自動車重量税（国税）

○車両重量に応じた課税
○車検時徴収（2～3年ごと）
※平成24年度税収
国　0．4兆円
地方　0．3兆円
（自動車重量譲与税）

現行の自動車税と自動車重量税を一本化
～グリーン化・簡素化～

環境自動車税（仮称）
（新しい地方税）

自動車取得税の堅持

自動車取得税は、

〇自動車による交通事故や騒音、CO2の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるもの

〇偏在性が少なく、自動車取得税交付金が交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきである。

自動車取得税交付金

〈総額の決定方法〉

〇税額×95/100×7/10
　＋政令指定都市の割増交付分

【交付基準】

〇都道府県に納付された税額の約7割を市町村が管理する道路の延長(1/2)及び面積(1/2)にあん分して交付。

〇政令指定都市へは、さらに政令指定都市が管理する一般国道等の延長及び面積に応じて割増交付。(横浜市の例　H22：44億円)

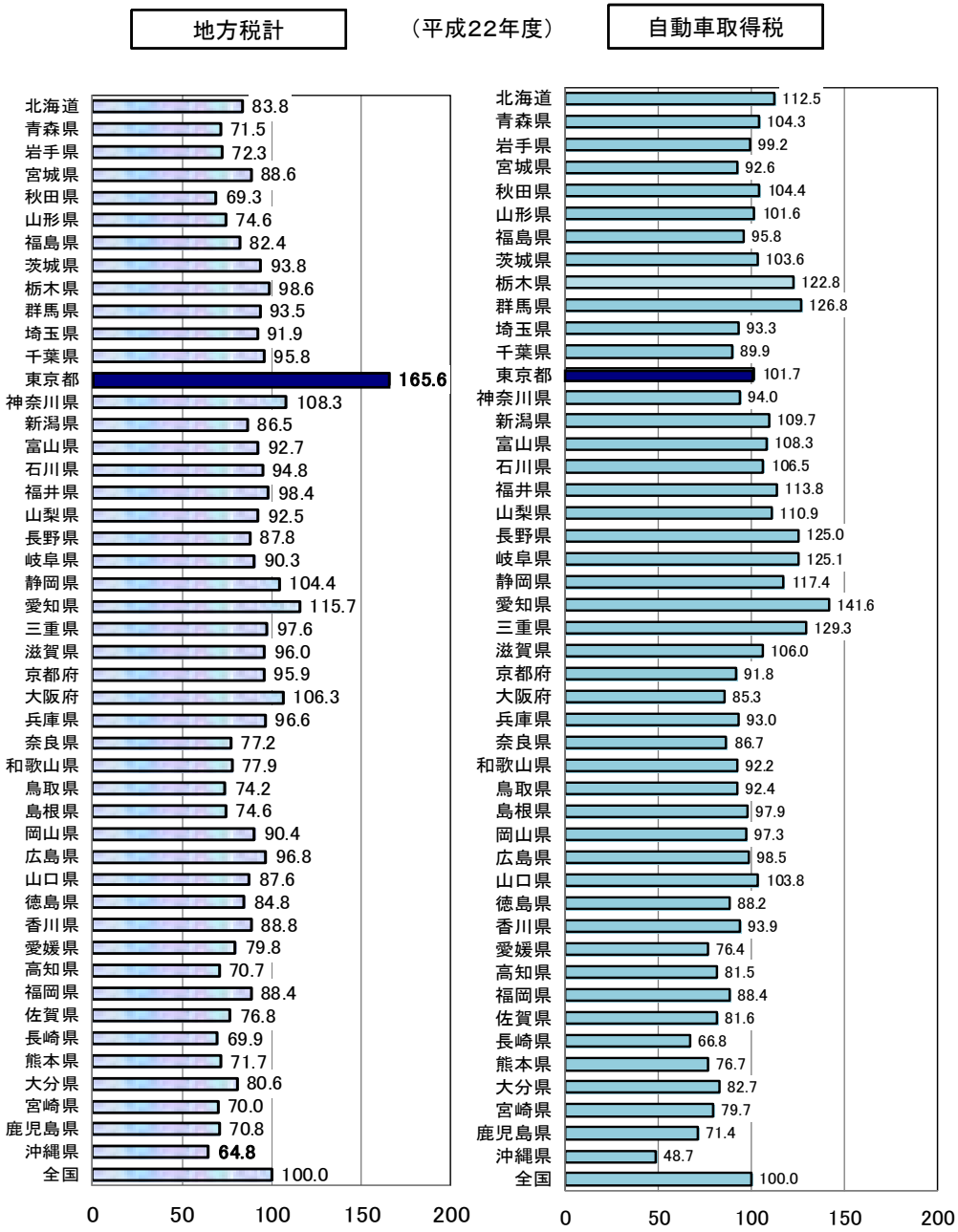

「財政運営戦略」（H22.6.22閣議決定）における地方財政関係部分（抜粋）

1．財政健全化目標

○国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも2015年度までにその赤字の対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

2．財政運営の基本ルール

○地方公共団体に対し、国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

3．中期財政フレーム（平成24年8月31日改訂）

○平成25年度から27年度において、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模（=「歳出の大枠」(71兆円)）を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。

○各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

○地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体はじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中（平成25年度から27年度）、平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

「中期財政フレーム（H25～H27）」（H24年8月31日閣議決定）（抜粋）

地方財政関係

○ 地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

○ 「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成２４年地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（参考）平成25年度～27年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

	歳出の大枠		
	25年度	26年度	27年度
基礎的財政収支対象経費	71 （注3、6）	71 （注3、6）	71 （注3、6）
うち経済危機対応･地域活性化予備費（24 年度0.9）	0.9	0.9	0.9

（注3） 平成25 年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。
「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
ただし、東日本大震災の復旧･復興事業及び東日本大震災を踏まえた緊急防災･減災事業に充てられる一般財源を除くものとし、社会保障･税一体改革における社会保障の充実のための制度改革に伴う地方負担の増加、消費税率（国･地方）の引上げに伴う社会保障支出（社会保障4経費）に係る地方負担の増加、地方消費税率の引上げに伴う水準超経費の増加を適切に踏まえるとともに、消費税率（国･地方）の引上げに伴う社会保障4経費以外の物資調達等に係る地方負担の増加についても、国負担に係る取組みと基調を合わせ、適切に反映する。

（注6）④ 国･地方を通じた社会保障安定財源の確保に向けた消費税に係る地方交付税法定率分の充実については、各年度の予算編成過程において検討し、「歳出の大枠」に加算するものとする。

平成25年度の基礎的財政収支対象経費について

（単位：兆円）

	H23	H24	H25 概算要求	備　考
一般歳出	54.1	54.4	56.4	
①社会保障関係費	28.7	29.0	29.8	○ 要求額不明のため、「概算要求組替え基準」に基づき算出 H24予算29.0＋自然増0.8 (※)H24年度予算には、当初交付公債で対応するとされた年金差額分（基礎年金国庫負担2分の1と36.5%との差額）を加算
②公共事業関係費　（地域自主戦略交付金含む）	5.5	5.4	26.6	一般歳出56.4－社会保障関係費29.8
③その他	19.9	20.0		
小計（②＋③）	*25.4*	*25.4*	*26.6*	
地方交付税	16.4	16.5	16.8	
地方特例交付金	0.4	0.1	0.1	
基礎的財政収支対象経費　計	70.9	71.0	73.4	

⇩

「中期財政フレーム（平成25年度～平成27年度）」における「歳出の大枠」71兆円を2.4兆円超過

（注1）表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合がある。
（注2）東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算する。

平成25年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

総務省資料を基に作成

【通常収支分】

（単位：兆円）

区分	24年度	25年度			特記事項
			増減	伸び率	
（歳出）					
給与関係経費	21.0	20.7	△ 0.2	△ 1.1%	
退職手当以外	18.8	18.8	△ 0.1	△ 0.4%	
退職手当	2.2	2.0	△ 0.2	△ 7.6%	
一般行政経費	31.1	31.9	0.8	2.5%	
補助	15.9	16.4	0.5	3.4%	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単独	13.8	14.0	0.2	1.2%	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.4	1.5	0.1	4.5%	社会保障費の増
地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.5	1.5	0.0	0.0%	
投資的経費	10.9	10.7	△ 0.2	△ 2.0%	
直轄・補助	5.7	5.6	△ 0.1	△ 2.0%	概算要求組替え基準を踏まえた減
単独	5.2	5.1	△ 0.1	△ 2.0%	概算要求組替え基準を踏まえた減
その他	17.4	17.5	0.2	0.9%	
一般歳出計	66.5	66.8	0.3	0.5%	
計	81.9	82.3	0.5	0.6%	
（歳入）					
地方税等	35.9	36.4	0.5	1.4%	
地方税	33.7	34.2	0.5	1.5%	「経済財政の中長期試算」（平成24年8月31日内閣府）による名目成長率等を用いて試算
地方譲与税	2.3	2.2	△ 0.0	△ 0.6%	
地方特例交付金	0.1	0.1	△ 0.0	△ 1.8%	
地方交付税	17.5	17.2	△ 0.3	△ 1.5%	
国庫支出金	11.8	11.9	0.1	1.1%	
地方債	11.2	11.3	0.1	1.0%	
うち臨時財政対策債	6.1	6.5	0.4	6.2%	
その他	5.4	5.4	△ 0.0	△ 0.1%	
「一般財源」	59.6	60.2	0.6	1.0%	地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額
（水準超経費除き）「一般財源」	59.0	59.5	0.5	0.9%	（交付団体ベース）
計	81.9	82.3	0.5	0.6%	

（注1）表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。

（注2）東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求している。

平成25年度地方交付税算定基礎（概算要求）

（単位：億円）

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 概算要求
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	94,654	105,103	106,053	110,133
	所得税×32%	40,365	43,168	43,171	44,837
	酒税×32%	4,426	4,314	4,288	4,404
	法人税×34%	20,240	26,493	29,947	30,763
	消費税×29.5%	28,432	30,087	30,748	31,426
	たばこ税×25%	2,068	2,040	2,363	2,508
	（小　計）	95,530	106,101	110,517	113,938
	過年度精算分等　※1	△ 876	△ 999	△ 4,464	△ 3,805
	（小　計）	△ 876	△ 999	△ 4,464	△ 3,805
	一般会計からの加算分 ②	76,291	58,866	58,613	57,937
	法定加算等	7,561	8,062	9,752	8,231
	別枠の加算	14,850	12,650	10,500	10,800
	「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠加算	9,850	-	-	-
	H21年度別枠加算1兆円のうちH22年度協議することとされていた加算	5,000	-	-	-
	地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算	-	10,500	10,500	10,800
	歳出特別枠上乗せ分見合いの別枠加算	-	2,150	-	-
	臨時財政対策特例加算	53,880	38,154	38,361	38,906
	計（入口ベース）　①＋②＝ ③	**170,945**	**163,969**	**164,665**	**168,069**
特別会計	返還金 ④	2	0	-	-
	特別会計借入金 ⑤	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額 ⑥	-	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
	特別会計借入金利子 ⑦	△ 5,712	△ 4,361	△ 2,428	△ 2,136
	剰余金の活用 ⑧	**3,700**	**5,000**	**5,200**	**2,000**
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 ⑨	-	-	3,500	3,500
	前年度からの繰越金 ⑩	**-**	**10,126**	**4,608**	**1,537**
	翌年度への繰越金 ⑪	-	-	-	
	計　④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑪＝ ⑫	△ 2,010	9,765	9,880	3,901
	地方交付税総額（出口ベース）　③＋⑫＝ ⑬	**168,935**	**173,734**	**174,545**	**171,970**

（参考）

地方特例交付金　※2 ⑭	3,832	3,877	1,275	1,252
地方交付税等　③＋⑭＝ ⑮	174,777	167,846	165,940	169,321

「歳出の大枠」による抑制

（注）表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1　過年度精算分及び平成20年度補正予算（第2号）における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分である。

※2　平成24年度に「児童手当及び子ども手当特例交付金」及び「減収補填特例交付金（自動車取得税交付金分）」を年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分に振り替えた。

地方交付税等総額（当初）の推移

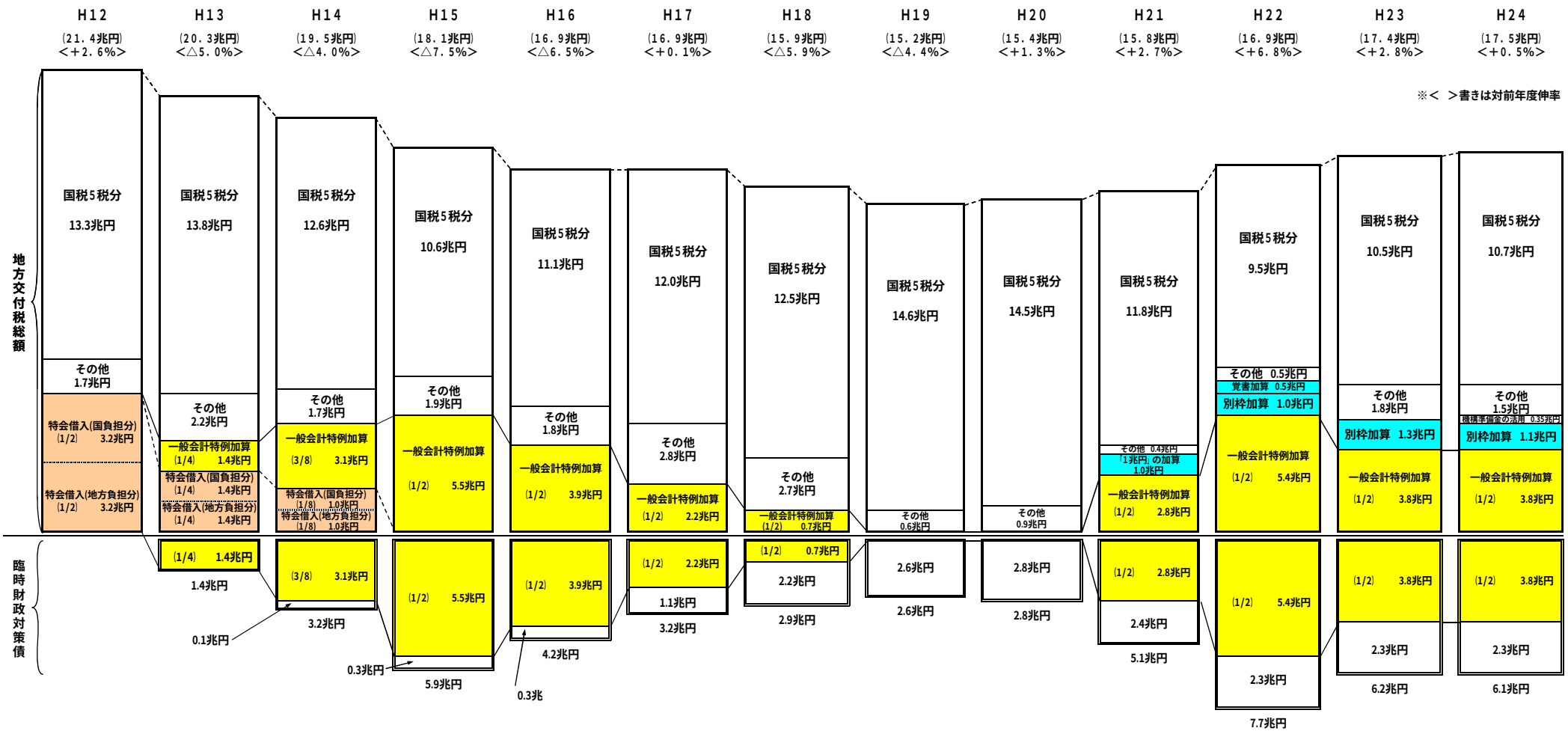

地方交付税と臨時財政対策債の合算額	(21.8兆円) <+1.8%>	(22.8兆円) <+4.5%>	(23.9兆円) <+5.1%>	(21.1兆円) <△12.0%>	(20.1兆円) <△4.5%>	(18.8兆円) <△6.5%>	(17.8兆円) <△5.2%>	(18.2兆円) <+2.3%>	(21.0兆円) <+15.0%>	(24.6兆円) <+17.3%>	(23.5兆円) <△4.3%>	(23.6兆円) <+0.2%>

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が位置しない箇所がある。

復興施策に必要な財源の確保等についての見直し

○東日本大震災からの復興の基本方針（H23.8.11改定）＜抜粋＞

（事業規模）

平成27 年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23 年度第１次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19 兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23 兆円程度と見込まれる。

○復旧・復興対策の規模と予算化状況

（単位：兆円）

５年間の復旧・復興対策の財源　１９兆円程度

税制措置 復興特別税 ・復興特別所得税（H25.1～H49.12） ・復興特別法人税（H24.4～H27.3） 個人住民税（H26.6～H36.5）	１０．５
税外収入、歳出削減等	５．０
歳出削減、税外収入、剰余金 （1次、2次補正の財源。但し、年金臨時財源除く）	３．５
計	１９．０

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

これまでの予算措置　１８兆円程度

H24　当初予算	３．８（３．８）
H23　第3次補正予算 （除く年金臨時財源の補填分）	９．０（９．０）
H23　第2次補正予算	１．７（２．０）
H23　第1次補正予算	４．０（４．０）
計	１８．５（１８．８）

※（　）内金額は、原子力損害賠償法等関係経費を含む金額。

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（H23.12.2法117号）

附則

（復興施策に必要な財源の確保等についての見直し）

第12条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。

各種交付金による基金一覧

（単位：億円）

	基　金　名　等	事業期間（見直し後）	国予算総額 H20 2次補正	H21 1次補正 2次補正	H22 予備費 1次補正	H23 1次補正 3次補正 4次補正	合 計
1	地方消費者行政活性化基金	H21～24	150	110			260
2	妊婦健康診査臨時特例基金	H20～24	790		112	181	1,083
3	子宮頸がん等ﾜｸﾁﾝ接種緊急促進臨時基金	H22～24			1,085	526	1,611
4	安心こども基金	H20～24	1,000	1,700	1,000	1,270	4,970
5	介護職員処遇改善等臨時特例基金（※）	H21～24		4,773			4,773
6	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	H21～24		2,495	639		3,134
7	障害者自立支援対策臨時特例基金	H21～24	855	1,523	39	152	2,569
8	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	H21～24		1,062		27	1,089
9	緊急雇用創出基金	H21～24	1,500	4,500	2,000	2,000	10,000
10	地域自殺対策緊急強化基金	H21～24		100	8	37	145
11	新しい公共支援事業基金	H23～24			86		86
12	高校生修学支援基金	H21～26		486		599	1,085
13	森林整備加速化・林業再生基金	H21～26		1,238	155	1,443	2,836
14	地域医療再生臨時特例基金	H21～25		3,100	2,100		5,200
15	医療施設耐震化臨時特例基金	H21～事業完了まで		1,222		167	1,389
	合計						40,230

（※）「介護職員処遇改善事業」はH23で終了し、H24からは介護報酬に加算措置。「介護拠点等開設支援事業」はH24まで存続。

特定疾患治療研究事業における都道府県の超過負担について

富山県資料

○　特定疾患治療研究事業については、大幅な超過負担が生じていることから、患者数の増加等に応じた所要の国費等を確保し、近年増加している超過負担を速やかに解消すべきである。

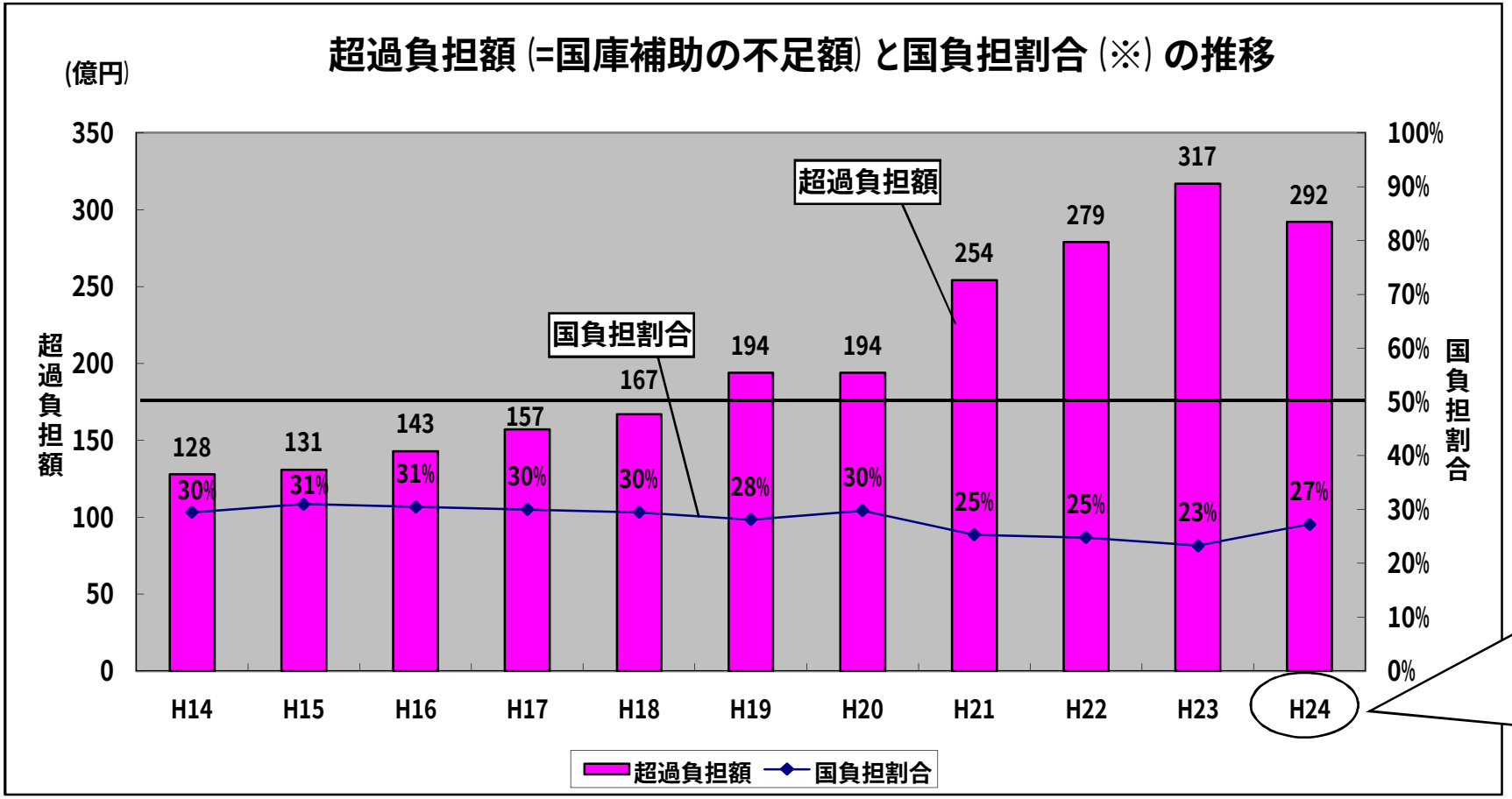

H24年度における暫定的な対応として、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の一部を特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用することとされている。

※国負担割合：補助対象事業費に対する国の負担割合

H２４年度は、全国衛生部長会「H25年度衛生行政の施策及び予算に関する要望書」からの引用数値。

地域決定型地方税制特例措置の導入による地方税法に定める特例措置のあり方の見直し

国が定める地方税制

国が地方に実施を求める特例（※）

全国一律の方が
効果的な特例

全国一律特例措置

地方の裁量を認めた方が
効果的な特例

地域決定型
地方税制特例措置

全国一律の特例措置でなければ政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り、地域決定型地方税制特例措置を原則

地方が定める地方税制

地方が定める
範囲の拡大

国が定める
範囲の縮小

不均一課税
条例減免
法定外税

※特定の政策目的を有する措置及び租税政策の観点から講じる措置

国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方の協議の場に関する法律（抜粋）

第三条　協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

一　国と地方公共団体との役割分担に関する事項

二　地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項

三　経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

平成２５年度の地方財政対策や税制改正等について、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべき